

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年12月18日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他： 11件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	廃棄物処理系ろ過脱塩器用ろ材プリコートタンクのレベル測定用空気流量調節器の点検において、制御用空気減圧弁よりエアリークが認められたため、当該減圧弁を交換	D	
2	3号機	1～4号機共用所内ボイラ（B）用蒸気ドラムの空気抜き弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	3号機	1～4号機共用所内ボイラ（C）用循環ポンプ入口配管の保温材に水のリーク（にじみ程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	4号機	プロセス放射線モニタ系の衛帯蒸気排ガスサンプリング流量低を示す警報が発生したため、サンプリング流量調整弁及びフィルタ装置を点検・修理	D	
5	5号機	廃棄物処理系使用済樹脂貯蔵タンク用レベル発信器の点検において、動作不良が認められたため、当該計器を修理	D	
6	5号機	5・6号機水素酸素供給装置の点検において、使用中の減圧弁前弁を誤って閉めた結果、「水素／酸素注入設備異常」を示す警報の発生及び水素ガスの供給が一時停止したため、対応検討	C	
7	6号機	廃棄物処理系濃縮廃液ポンプ用シール水ポンプ出口圧力計の点検において、当該計器用テスト弁にシートリークが認められたため、当該弁を修理	D	
8	6号機	原子炉隔離時冷却系ポンプ入口ストレーナの下流側フランジ部より水のリーク（20秒間に1滴程度、汚染なし）が認められたため、当該部を点検・修理	C	
9	6号機	補助海水系ポンプシール水配管（A・C）の凍結防止用ヒーター制御電源用状態表示灯に接触不良による点灯不可が認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	その他	水処理設備の排水処理装置用沈降分離促進薬剤注入ポンプのメカニカルシール部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	その他	海生物処理設備の汚泥返送ポンプ（A・B）の入口配管に腐食によるピンホール発生箇所より水のリーク（1秒間に1滴程度）が認められたため、当該配管を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・ 原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・ 圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで